



平成 29 年 8 月 9 日

各 位

会社名 株式会社 ヨータイ
代表者名 取締役社長 馬場 和徳
(コード番号 5357 東証第 1 部)
問合せ先 取締役本社業務部長 竹林 真一郎
電話番号 (TEL : 072-430-2100)

単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることを踏まえ、当社株式の流動性向上および投資家層の拡大を図るため、単元株式数の引下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日（効力発生日）

平成 29 年 10 月 1 日

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 29 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、 1,000 株とする。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100 株</u>とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 8 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日か</u> <u>ら効力を生ずるものとする。なお、本附則</u> <u>は、効力発生日をもって削除する。</u></p>

(3) 効力発生日

平成 29 年 10 月 1 日

以 上